

申シマシタ期間ノ伸長ノ申請ニ付テノ手續

規定デアリマシテ、此處ニ準用ニナッテ居リ

マスル非訟事件手續法ノ規定ハ

〔副委員長男爵渡邊修二君 委員長席ニ

著ク〕

是亦先程申述ベマシタ利害關係ノ陳述ヲ聽

カナケレバナラナイトカ、或ハ理由ヲ附シ

タル決定ヲ以テ裁判ヲシナケレバナラナイ

ト云フ規定デアリマス、次ノ第百三十五條

ノ二十二ハ、前申シマシタ諸般ノ規定ハ株

式會社ニ關スル規定デアリマスルガ、之ヲ

株式合資會社ニ準用スルト云フ趣旨ノ規定

デアリマス、第百三十五條ノ二十三ハ、第

十五條ノ規定ハ本章ノ手續ニハ之ヲ適用シ

ナイト云フ趣旨デアリマスルガ、此ノ第十

五條ト申シマスルノハ檢事ノ關與ニ關スル

規定デアリマス、御承知ノ通リ非訟事件手

續法中ノ或種ノ規定ニ於キマシテハ檢事ノ

關與ヲ必要トシマスルケレドモ、他ノモノ

ニ付テハ之ヲ必要トシナインデアリマス、

社債ニ關スル事件ニ付テハ、固ヨリ其ノ性質上檢事ノ關與ヲ必要ト致シマセヌカラ、

之ヲ必要トセザル旨ヲ明カニシタニ止マル

ノデアリマス

○副委員長(男爵渡邊修二君) 御質疑ガア

レバ伺ヒマス

○副委員長(男爵渡邊修二君) 御質疑ガア

レバ伺ヒマス

○岩田宙造君 百三十五條ノ十七デアリマ

スガ、附則ノ御説明ハチョット他ノ條文ト混

同シテ居ツタノデハナイカト思ヒマスガ、此

ノ商法ノ三百十九條ノ規定ノ許可申請ト云

ノハ、商法ノ規定ニアル決議事項以外ノ

コトヲ決議シヨウト云フ場合ノ許可デアリ

マスネ、其ノ決議ノ認可ノ申請ノヤウニチ

コトヲ御説明ニナッタカト思ヒマシタガ、特

ヨット御説明ニナッタカト思ヒマシタガ、特

別ノ商法ニ規定シテアル事項以外ノ決議ヲ

シヨウト云フ場合ニサウ云フ決議ヲシタイ

ト云フ裁判所ノ許可ヲ申請スル場合ノヤウ

ニ思フノデアリマスガ、此ノ場合ニ社債權

者集會ノ招集者ガ之ヲ爲スト云フ、是ハ普

通ノ場合ハ宜イゾデアリマスケレドモ、三

百二十條ノ第二項ノ場合デスネ、少數社債

權者ガ其ノ招集ヲ招集權者即チ社債ヲ發行

シタ者、若シクハ委託會社ニ請求スル場合、

此ノ場合ニ商法ノ規定以外ノ事項ニ付テ決

議ヲシタイト云フコトデ、其ノ招集ヲ請求

スル場合、此ノ場合ニ招集者ト云フト社債

ヲ發行シタ會社竝ニ委託會社ニアルト思フ

ノデアリマスガ、ソレガ其ノ事項ニ付テノ許

可ノ申請ヲスルト云フコトハ、チョット困リ

ハシナイカト思フノデスガ、如何デセウ

○政府委員(大森洪太君) 只今御注意ヲ戴

キマシテ誠ニ恐縮デゴザイマシタ、第百三

十五條ノ十七ノ第一項ニ引用シテ居リマス

ル商法第三百十九條ハ、只今御示ノ通リニ

商法ニ種々ノ決議事項ヲ規定シテ居リマス

ルモノ以外ノ事項ニ付テ決議ヲシヨウト思

フ場合ノ認可ノ申請デアリマシテ、全ク御

示ノ通リデアリマス、ソレカラ其ノ次ノ御

質疑デアリマスルガ、此ノ招集者ト云フ中

ニハ、少數社債權者ノ招集シマスル場合ニ、

其ノ少數社債權者モ含ム積リデアリマス、

シヨウト云フ場合ニサウ云フ決議ヲシタイ

ト云フ裁判所ノ許可ヲ申請スル場合ノヤウ

ニ思フノデアリマスガ、此ノ場合ニ社債權

者集會ノ招集者ガ之ヲ爲スト云フ、是ハ普

通ノ場合ハ宜イゾデアリマスケレドモ、三

百二十條ノ第二項ノ場合デスネ、少數社債

權者ガ其ノ招集ヲ招集權者即チ社債ヲ發行

シタ者、同ジ商法ノ第三百二十五條ニ於キマ

シテ、同様ノ趣旨デ文字ヲ用ヒテ居ル次第

ノ權限ノ行使トシテ之ヲ招集シマスル場

合ニハ、勿論此ノ招集者ニナルノデアリマ

シテ、同ジ商法ノ第三百二十五條ニ於キマ

シテ、同様ノ趣旨デ文字ヲ用ヒテ居ル次第

ノ權限ノ行使トシテ之ヲ招集シマスル場

合ニハ、勿論此ノ招集者ニナルノデアリマ

シテ、同ジ商法ノ第三百二十五條ニ於キマ

シテ、同様ノ趣旨デ文字ヲ用ヒテ居ル次第

ノ權限ノ行使トシテ之ヲ招集シマスル場

合ニハ、勿論此ノ招集者ニナルノデアリマ

○政府委員(大森洪太君) 今御示ニナリマ

シタヤウナ場合ニ、即チ少數社債權者ノ請

求ニ依リマシテ會社ガ招集シタケレドモ、

其ノ招集シタ事項ハ請求ノ趣旨ト違ツテ居ツ

タ場合デアラウト思フノデアリマス、其ノ

マシテ少數社債權者カラ自分ノ請求ノ趣旨

場合ニ矢張リ第三百二十條ノ第三項ニ依リ

ニ副ハザル請求デアルトシテ、改メテ固有

ノ請求權ヲ行使スルコトガ出來ルデアラウ

ト思フノデアリマス、サウシテ此ノ社債權

者集會ノ招集者ノ意味デアリマスルガ、全

ク御説ノ通リデアリマシテ、社債權者集會

ヲ招集スル者ト云フノハ、少數社債權者ニ

關スル場合ニ付キマシテハ、少數社債權者カ

其ノ自己ノ權利トシテ即チ第三百二十條第三

項ノ權限ノ行使トシテ之ヲ招集シマスル場

合ニハ、勿論此ノ招集者ニナルノデアリマ

シテ、同ジ商法ノ第三百二十五條ニ於キマ

シテ、同様ノ趣旨デ文字ヲ用ヒテ居ル次第

ノ權限ノ行使トシテ之ヲ招集シマスル場

裁判所ノ許可ヲ得ナケレバ決議ノ出來ナイ事項、此ノ一ツノ事項ヲ目的トシテ招集ノ請求ヲシタ、ソコデ社債ヲ發行シタ會社ハ兎ニ角其ノ趣旨ニ從ツテト云フ意味、デ招集ヲシタ、招集ヲシタガ、裁判所ノ許可ヲ得ルベキ事項ニ付テ裁判所ノ許可ノ手續ヲシナイ、サウ云フ場合ガアリマシタ時ニ、之

デ働ケバ私ノ心配ハ要ラナイコトニナルノデアリマスガ、サウ云フ場合ニハ如何デスカ、

○政府委員(大森洪太君) 只今ノ御説ノ通りアラウト思フノデアリマシテ、サウ云フ場合ニハ矢張リ商法ノ第三百二十條ノ第三項ガ、少數社債權者ガ自己ノ権利トシテ招集ガ出來ルコト考ヘルノデアリマス、即チ其ノ場合ニハ少數社債權者ガ此處ニ謂フ招集者ニナリマシテ、裁判所ノ認可ヲ受ケテ、其ノ招集ガ出來ルモノト心得テ居リマス

○岩田寅造君 私ハ今ハ宜シウゴザイマス

○山岡萬之助君 百三十五條ノ十六ノ二項デアリマスガ、是ハマア當然ナコトデアルノデアリマスガ、所謂申請ヲ認許スル裁判ト書イテアルヤウデアリマスガ、非訟事件ニハ不服ハ出來ナイ、此ノ規定ハ後ニモズツ

ルバ、ソレハソレダケデスガ、申請ヲ認許スル裁判ニ不服ハ出來ナイト云フコトハ當リ前ノコトデ、一體言フ通リニ、申請通リニナツタモノガ不服ガアル筈ガナイヤウデアリマス、ドウ云フ是ハ一體考ヘ方デアルノデセウカ、承リタイト思ヒマス

○政府委員(大森洪太君) 同趣旨ノ規定ガ

現行非訟事件手續法ニモアルノデアリマステ、即チ現行法ノ第百三十二條ノ第一項デアリマスガ、申請ヲ認許スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立テルコトガ出來ナイト云フ趣旨ヲ明カニシテ居ルノデアリマス、此ノ規定ノ趣旨ニ付キマシテハ、御説ノ通リヲカシミヤウニモ思ハレルノデアリマスルガ、即チ申請者ノ裁判ガアツタノデアリマスルカラ、不服ノアラウ管ガナイノデアリマスケレドモ、ソレハ申請人ニ付テ考ヘタコトデアリマセウガ、申請人以外ノ利害關係人カラ致シマスルト、申請人ノ申請通リニナッテハ困ルト云フコトガアラウト思フノデアリマス、其ノ場合ニ利害關係人カラ其ノ裁判ニ對スル不服ノ申立ガ出來ルカ否ヤト云フコトヲ明カニシタモノト考ヘテ居ルノデアリマス

○岩田寅造君 チヨット今私ノ御尋ネシタシテハ御趣旨ノ通リデアリマシテ、勿論事項ガ含ンデ居タト云フヤウナ場合ニハ、便宣上後デ許可ヲ得ルコトモ差支ナイカト思ツテ居リマスガ、如何デゴザイマセウカ

○政府委員(大森洪太君) 解釋上ト致シマシテハ御趣旨ノ通リデアリマシテ、勿論事項ガ含ンデ居タト云フヤウナ場合ニハ、便宣上後デ許可ヲ得ルコトモ差支ナイカト思ツテ居ルノデアリマス

○岩田寅造君 チヨット今私ノ御尋ネシタシテハ御趣旨ノ通リデアリマスルガ、若シ前ニヤツタ決議ヲ生カス爲ニ許可ダリマスルケレドモ、後デモ差支ハナイト云フ解釋デ商法立案ノ時ニ進ンデ居リマシタ、其ノ後商法ガ公布ニナリマシタ後ニ於キマシテモ、解釋ハ其ノヤウニ多クハ進ンデ居ルヤウデアリマス

○岩田寅造君 サウ致シマスト云フト先ツキノヤウナ場合ニハ、兎ニ角當然ノ決議事項ト許可事項トヲ共ニ、其處デ少數社債權者ノ請求ニ依ツテ決議ハシタ、決議ハシタガ、ガ既ニ事實上行ハレタ決議ヲ有效ニスル爲ノ會社ガヤツテ吳レナイ場合ニハ、社債權者ハナクテ、招集者デアリマセヌカラナクナツテ、サウシテ新タニ又自分で招集スルト云ニ其ノ裁判所ノ許可ダケヲ受ケルト云フ途ハナクテ、招集者デアリマセヌカラナクナツテ、サウシテ新タニ又自分で招集スルト云フ立場ニ立ツテ、サウシテ其ノ許可ノ申請ヲシナケレバナラスト云フコトニナルノデス

○政府委員(大森洪太君) 事例トシテハ恐ラク甚ダ少イコトデアリマセウガ、左様ナシナケレバ、其ノ場合ニハ其ノ決議事項ヲ生カス爲ニ、便宜決議ハ其儘ニシテ置イテ、裁判所ノ許可ダケヲ得テソレヲ補充スルト云フコトハ出來ナイコトニナリマスカ

○岩田寅造君 諱イヤウデアリマスガ、チヨット先ツキノ問題ニ關聯シテ伺ツテ置キタイ

○岩田宙造君 ソレデハ宜シウゴザイマス
○副委員長(男爵渡邊修一君) モウ御質疑
ハゴザイマセヌカ、デハ政府委員ノ御説明
ヲ願ヒマス

○政府委員(大森洪太君) 繰イテ第三章ニ
付キマシテ概括的ノ御説明ヲ申上ゲタイト
存ズルノデアリマス、第三章ハ會社ノ整理
ニ關スル事件デアリマシテ、是ハ御承知ノ
通リニ全部全ク新設ノ規定デアリマス、前
回ニモ申述ベマシタ通りニ、商法中改正法
律ノ中ニ會社ノ整理ニ關スル規定ノ設ケラ
一ツデアリマス、從ツテ之ニ對スル手續規定
モ相當其ノ數ガ多クナッテ居ルノデアリマ
ス、ソレ等ノ手續規定ヲ一團トシテ此ノ第
三章ニ網羅致シマシタ次第デアリマス、先
會社ノ整理ニ關シマスル事件ヲ會社本店所
在地ノ地方裁判所ノ管轄ト致シマシタ、之
ハ事件ノ性質カラ見マシテ相當重大ナモノ
ガアリマスルカラ、區裁判所ノ管轄トシナ
イデ、特ニ地方裁判所ノ管轄ニ移シタノデ
マスルコトハ、商法中改正法律案ノ立案ノ際
ニ、既ニ立案者ノ仲デハ確定シテ居ッタ事項
矢張リ委員會カラ左様ナ規定ヲ非訟事件手續

デアリマスルガ、此ノ規定ハ非訟事件手續
法ノ中ニ置イタ方ガ宜カラウト云フコトデ、
商法中改正法律ニ之ヲ明カニシナイデ、此
法案ニ之ヲ規定シタ次第デアリマス、第百
三十五條ノ二十五デアリマスルガ、其ノ第
一項ニ會社ノ整理ハ裁判所ノ監督ニ屬スル
コトヲ明記致シマシタ、是レ亦商法中改正
法律立案ノ際ニ確定シテ居ッタ事項デアリマ
スケレドモ、事柄ノ性質上本案ニ之ヲ規定シ
タ次第デアリマス、第一項デ會社ノ整理ハ
裁判所ノ管轄ニ屬スルト云フコトヲ明カニ
致シマシタ同時ニ、第二項第三項ニ於キ
マシテ、會社ノ業務ヲ監督スル官廳ト裁判
所トノ連絡ノ規定ヲ茲ニ明カニ致シマシタ、
會社ノ業務ヲ監督スル官廳ト申シマスナラバ保
御承知ノ通リニ、譬へテ申シマスナラバ保
險會社ニ付テハ商工省、銀行ニ付テハ大藏
省ト云フヤウナ關係デアリマス、ソレカラ
次ノ第百三十五條ノ二十六デアリマスル
ガ、整理開始ノ申請ヲスルノニハ、先ヅ
事由ノ疏明ヲシナケレバナラナイト云フコ
トヲ明カニ致シマシタ、是ハ矢張リ商法中
改正法律ノ立案ノ際ニ確定サレテ居ッタ事
項デアリマスルシ、特ニ商法中改正法律案
ノ此ノ貴族院ノ特別委員會ノ御審議ノ際、
矢張リ委員會カラ左様ナ規定ヲ非訟事件手續

續法中ニ明カニシロト云フ御註文モアリマ
シタ、ソレデ此ノ事由ヲ疏明スルト云フコ
トハ此ノ整理開始ノ申請ヲ爲シマスル要件
デアリマシテ、即チ事由ノ疏明ガ出來テ居
リマセヌナラバ、申請ハ却下セラル、譯デ
アリマス、然ラバ整理開始ヲ命ズルカ命ジ
コトヲ明記致シマシタ、是レ亦商法中改正
法律立案ノ際ニ確定シテ居ッタ事項デアリマ
スケレドモ、事柄ノ性質上本案ニ之ヲ規定シ
タ次第デアリマス、從ツテ事由ノ疏明ヲスルト云
テハ、之ハ疏明デハ固ヨリ足ラナイノデア
ナイカト云フ其ノ證據調ノ問題ニ於キマシ
テハ、之ハ疏明デハ固ヨリ足ラナイノデア
リマシテ、證明ニ依テ事件ノ判斷ヲ致ス次
ト云フコトニ御説承ヲ願ヒタイノデアリマ
ス、次ニ第百三十五條ノ二十七及其ノ次ノ
第百三十五條ノ二十八トハ費用ノ豫約ニ關
スル規定デアリマス、申上ゲル迄モナク會
社ノ整理手續ニ付テハ費用ヲ要スルコトガ
多々アルノデアリマスカラ、其ノ豫納ニ關
スル規定ヲ茲ニ新設スル必要ヲ生ジタノデ
アリマス、此ノ費用ノ豫納ニ關スル規定ハ
多ク民事訴訟法ノ規定ニ準ジタノデアリマ
スガ、特ニ第百三十五條ノ二十八ニ於キマ
アリマセウケレドモ、申請人ガ自己ノ権利
ヲ害サル、譯デアリマス、デアリマスルカ
ラ此ノ場合ニハ申請人ニ限シテ抗告ガ出來
ルト云フコトヲ明カニ致シマシタ、第百三
十五條ノ三十四ハ整理開始ノ命令ヲ取消ス
決定ニ付テハ、其ノ決定ハ確定ノ後デナケ
レバ效力ヲ生ジナイト云フコトヲ特ニ明カ
ニ致シマシタ、ソレハ御承知ノ通リ商法第

三百八十三條ノ第一項ニ依リマシテ、整理開始ノ命令ガアリマシタナラバ、其ノ確定ヲ待タズシテ諸般ノ事項ヲ進行スルコトガ出來ルコトニナツテ居リマス、丁度破産宣告ニ付テ同様ノ規定ガアリマスルガ、左様ナ關係ニナツテ居リマスルカラ、今若シ整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ガアリマシタモノニナリマスルト、關係ガ大變錯綜シタモノニナリマス、デアリマスカラ此ノ場合ヘ、決定確定ノ後デナケレバ其ノ效力ガナイト云フコトヲ特ニ明カニシタ次第デアリマス

〔委員長伯爵一二荒芳徳君委員長席ニ復ス〕

第一百三十五條ノ三十五ハ登記ニ關スル手續デアリマス、ソレカラ一二省略ヲ御許シラ
願ヒマシテ、第一百三十五條ノ三十八デアリマスルガ、是ハ整理開始ニ伴フ商法ノ命ジテ居リマスル諸般ノ處分ニ付テ、其ノ處分ノ取消ナリ變更ナリガアリマシタ場合ノ登記ニ關スル手續デアリマス、此ノ命令ヲ爲シマシタ場合ノ登記手續ニ付テハ商法ノ規定ガアルノデアリマスルガ、其ノ取消變更ノ場合ニ付テノ規定ハ商法ニナカッタノデアリマス、即チ商法中改正法律立案ノ際ニ、此ノ取消變更ニ付テハ非訟事件手續法デ

之ヲ行フト云フコトニ確定ヲ致シシテ進ンダ
ノデアリマス、其ノ趣旨ニ從ヒマシテ其ノ
處分ノ取消變更ニ關スル部分ヲ本案デ規定
ヲシタ次第デアリマス、次ニ矢張リ一二省
略ヲ御願ヒ致シマシテ、第百三十五條ノ四
十一デアリマス、是ハ會社整理ノ開始ヲ命
ジマスルナラバ、其ノ會社整理ノ實情ニ應
ジマシテ、種々ノ處置が出來ルノデアリマス、
即チ最初ハ比較的輕イモノデアリマスガ、
段々重イ方ニナリマシテ、即チ最惡ノ場合
ニハ管理ノ命令ヲモ出シ、又是ガ破産ニ流
レテ行クト云フコトヲモ豫想シテ居ルノデ
アリマス、其ノ實體的法規タル商法ノ規定
ニ即應致シマシテ、矢張リ商法ノ認メ
マスル所ノ諸般ノ命令ニ應ジテ此ノ手續
ヲ順次ニ進メテ參リマシタ、即チ第二項ニ
三十五條ノ四十一ヘ所謂検査命令ヲ爲シ
マスル場合ノ規定デアリマス、其ノ事ヲ
此處ニ明カニシタノデアリマス、第二項ニ
準用ニナッテ居リマスル非訟事件手續法中ノ
規定ハ、不在者ノ財產管理人ノ改任、辭任、
報告等ニ關スル規定デアリマシテ、是等ノ
規定ヲ検査命令ニ於ケル検査役ニ準用シタ
ノデアリマス、次ニ第百三十五條ノ四十二
ハ整理命令ヲ出シマシタ場合ノ規定デアリ
マス、次ノ第百三十五條ノ四十三、第百三

十五條ノ四十四、第百三十五條ノ四十五、此ノ三箇條ノ規定ハ所謂株主表確定ニ關スル手續デアリマス、即チ商法ガ今度新タニ簡易迅速ノ手續ヲ定メマシテ、其ノ株金拂込ノ簡易迅速ノ手續ニ適應致シマスル非訟事件ノ規定デアリマス、此ノ第百三十五條ノ四十三ノ第二項ニ準用ニナツテ居リマスル非訟事件手續法ノ規定ノ第百一十九條ノ四是ハ即時抗告ニ關スル規定デアリマシテ、第百三十二條ノ五ノ第三項ハ執行停止ニ關スル規定デアリマス、尙第百三十五條ノ四十六ニ民事訴訟法第六編ノ規定ヲ、商法第三百九十三條第三項ノ強制執行ニ引用スルコトニナツテ居リマス、要スルニ確定致シマシタ株主表ニ基キマシテ強制執行ヲ致シマスル場合ニハ、民事訴訟法第六編即チ強制執行法ノ規定ヲ準用スルト云フコトヲ明カニシタ趣旨デアリマス、次ニ第百三十五條ノ四十七デアリマスガ、是ハ取締役、監査役ノ解任ノ命令ニ關スル手續規定デアリマス、次ノ第百三十五條ノ四十八ハ發起人ナリ取締役、監査役ノ責任免除ノ禁止ノ命令ニ關スル手續規定デアリマシテ、之ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトガ出來ナイト云フコトヲ明カニ致シマシタ、次ノ第百三十五

條ノ四十九ハ發起人ナリ取締役、監査役ノ責任ノ免除ノ取消デアリマシテ、之ニ付テ矢張リ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用シテ居ルノデアリマスガ、其ノ第百二十九條ノ四ハ即時抗告ノ規定デアリマスルシ、第百三十二條ノ五第三項ハ執行停止ノ規定デアリマスルシ、第百三十五條ノ十六第一項ハ先程申述ベマシタ利害關係人ノ陳述ヲ聽カナケレバナラナイトカ、理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲシナケレバナラヌト云フ規定デアリマス、次ノ第百三十五條ノ五十八ハ損害賠償請求權ノ査定ニ關スル問題デアリマシテ、此ノ申請ニ付キマシテ矢張リ原因タル事實ノ疏明ヲシマスルコトハ申請ノ要件デアルト云フコトヲ明カニ致シマシタ、次ノ二箇條モ此ノ査定手續ニ關スル矢張リ非訟事件トシテノ手續規定デアリマス、次ノ第百三十五條ノ五十三デアリマスルガ、所謂監督命令ニ關スル規定デアリマシテ、其ノ第一項ニ引用ニナッテ居リマスル商法ノ第ノ三百九十七條ノ第二項ト申シマスルノハ監督員ノ同意ヲ要スベキ行爲ノ指定ヲ指スノデアリマス、尙末項ノ非訟事件手續法第四十條及び第四十二條ノ二ト云フノハ、是ハ財産管理人ニ關スル規定デアリマス、次ニ第百三十五條ノ五十四デアリマスルガ、

是ハ管理命令ニ關スル規定デアリマシテ、ソレニ對應スル手續規定デアリマス、次ニ
第百三十五條ノ五十五ハ、整理終結ノ決定ヲ爲シタ場合ノ規定及ビ整理開始ノ命令ヲ
取消ス決定ガ確定致シマシタ場合ノ規定デアリマシテ、此處ニ準用ニナッテ致シマス
アル非訟事件手續法ノ規定ノ第百三十三條ノアリマシテ、此處ニ準用ニナッテ致シマス
スルシ、第百三十五條ノ三十八監督官廳ヘ
ノ通知ニ關スル規定デアリマス、次ニ二條
バカリ矢張リ省略ヲ御許シヲ願ヒマシテ、是
第百三十五條ノ五十八デアリマスルガ、是
ハ整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ガ確定致シ
マシタ場合ノ登記又ハ登錄ニ關スル規定デ
アリマス、末項ニ準用ニナッテ居リマスル非
訴訟事件手續法ノ第百三十五條ノ三十九ト
云フノハ登記ニ關スル規定デアリマス、次
ニ第百三十五條ノ五十九ハ、和議申立ノ認
可ニ關スル手續規定デアリマス、即チ整理
開始中ニ和議ノ申立ヲ認可スル場合ニ關ス
ル問題デアリマス、次ニ第百三十五條ノ六
十デアリマスルガ、商法中改正法律ニ於
キマシテ、會社整理ノ規定ヲ設ケマスルト
同時ニ、整理中ニ於テ和議ガ始ルコトヲモ
豫想致シマシタシ、又其ノ最惡ノ場合ニ、
整理手續カラ口ムヲ得ズ破産手續ニ流レテ

行ク場合ヲモ豫想シタノデアリマス、其ノ
場合ニ、本來ナラバ和議事件及ビ破産事件
ハ區裁判所ノ管轄ニナッテ居リマスルカラ、會社
ノ整理ヲ取扱ヒマシタ地方裁判所カラ、和議ナ
リ破産ヲ管轄スル區裁判所へ事件ヲ廻サナケレ
バナラナイノデアリマスルケレドモ、折角其ノ
地方裁判所デ整理ヲヤッテ居タノデアリマス
ルカラ、當該地方裁判所デ矢張リ此ノ整理
カラ流レテ出マシタ和議ナリ破産ナリヲ取
扱ハシメルノガ適當デアリマス、デアリマ
スルカラ今日和議ナリ破産ナリガ區裁判所
ノ管轄ニナッテ居リマスルノヲ、此ノ部分ニ
付テハ改スマシテ、地方裁判所デ取扱フコ
トニ致サナケレバナラナイノデアリマス、
此ノ事モ矢張リ商法中改正法律ノ立案ノ
際ニ確定シテ居タ事項デハアリマスルケ
レドモ、矢張リ管轄ニ關スル問題デアリマ
スルカラ、非訟事件手續法案ノ中ニ規定ス
ルト云フコトニ致シマシテ、即チ此ノ規定
ヲ設ケタ次第アリマス、尙此ノ點ニ付キ
マシテハ、極ク微細ナ事柄デハアリマスル
ケレドモ、裁判所構成法ノ改正ヲ必要トス
ルノデアリマス、御承知ノ通リニ現行裁判
所構成法ノ第十四條ノ二ニ依リマスルト、
破産事件ハ區裁判所ガ取扱フト云フコトヲ
規定シテ居ルノデアリマシテ、例外ヲ認ス

テ居ナイノデアリマス、デアリマスルカラ
シマシテ、他ノ法律ニ特別ノ規定ガアル場
合ハ除クト云フコトヲ明カニシナケレバナ
ラナイノデアリマス、ソレダケノ改正案ヲ
矢張リ後ニ御審議ヲ願フコトニシタイト思
テ居リマス、次ニ第百三十五條ノ六十二デ
アリマスルガ、即チ商法ノ整理カラ流レテ
出マシテ、和議ノ手續ガ開始ニナリマシタ
ナラバ、和議法ノ第十條ト第五十六條ノ規
定ノ適用ニ付キマシテハ、整理開始ノ命令
ハ、若シ其ノ整理開始ノ命令前ニ和議開始
ノ申立ガナイ時ニハ、其ノ整理開始ノ命令
ヲ以テ和議開始ノ申立ト看做スト云フコト
ト、整理ノ爲ニ生ジマシタ債權及ビ整理ノ
手續ノ費用ハ、之ヲ和議ノ爲ニ生ジタ債權
及ビ和議手續ノ費用ト看做スト云フコトヲ
明カニシタノデアリマシテ、御承知ノ和議
法第十條ト同趣旨ノ規定ヲ此處ニ設ケタノ
デアリマス、第百三十五條ノ六十三モ矢張
リ是ト同趣旨デアリマシテ、是ハ破産ニ關
イノデアリマス

○政府委員(大森洪太君) 全ク御説ノ通り
デアリマシテ、私共モ「豫納アルコトヲ要ス」
ト云フ用例ニハ、感心ハ致シテ居リマセヌ
ガ、破産法ノ第百三十九條デ斯様ナ使ヒ方
ヲ致シテ居リマスノデ、踏襲シタニ過ギナ
スル問題デアリマス、第百三十五條ノ
六十四ハ報酬ニ關スル規定デアリマス、以
上ハ會社ノ整理ニ關スル規定デアリマシ
テ、第百三十六條カラハ是ハ次ノ章ノ清算
ノ規定ニ當ルノデアリマス、此ノ案文ニ於
要デアルノデアリマセウカ、不動産登記法

ノ會社ノ清算ニ關スル規定デアリマス、御承知ノ通りニ現行非訟事件手續法ノ中ニ、既ニ會社ノ清算ニ關スル規定ガ網羅サレテ、居ルノデアリマスルケレドモ、商法中改正法律ニ依リマシテ、之ガ大部足リナクナツタノデアリマス、即チ之ヲ補正スル意味ニ於テ相當ノ改正ヲ必要トスルコトニナリマシタ、其ノ最モ重要ナ部分ハ特別清算ニ關スル規定デアリマス、御承知ノ通リニ特別清算ノ制度ハ商法中改正法律ニ於テ初メテ出來タノデアリマスルカラ、之ニ關スル限りハ悉ク新設ノ規定デアリマス、第百三十六條ハ清算ニ關スル手續規定ノ弊頭ノ規定デアリマス、此ノ管轄ニ付テノ規定デアリマスルガ、之ヲ二ツニ分ケマシテ、即チ合名會社、合資會社ニ付キマシテハ、會社ノ本店所在地ノ區裁判所ノ管轄ト致シマシタ、是ハ在來ノ通リデアリマシテ、實質ニ何等變更ハナイノデアリマス、然ルニ第二項ニ於キマシテ株式會社、株式合資會社及ビ有限會社ニ付キマシテハ、其ノ清算ハ會社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄ト致シマシテ、是ハ在來ノ規定ヲ改メタノデアリマスルガ、御承知ノ通リニ株式會社ニ付テハ會社ノ整理ガアリマシテ、是ハ地方裁判所ノ管轄トナツテ居リマ

ス、其ノ權衡カラ致シマシテモ、此ノ一般
ノ清算ニ付テハ矢張リ之ヲ地方裁判所ニ上
セル必要ガアルノデアリマス、又後ニ申上
ゲマス特別清算デアリマスルガ、是ナドモ
會社ノ整理ニ比シマシテ寧ロ是ヨリモ重イ
カモ知レマセヌガ、決シテ輕イコトハナイ
ノデアリマスカラ、若シ在來ノ通リニ清算
ナリ特別清算ヲ區裁判所ノ手續トシテ、而
モ會社ノ整理ヲ地方裁判所ノ手續トスルト
云フコトニ致シマスト、甚ダ權衡ヲ失シマ
スカラ、株式會社、株式合資會社、有限會
社ニ付キマシテハ、之ヲ悉ク地方裁判所ノ
管轄ニ致シタノデアリマス、第百三十六條
ノ二ハ裁判所ノ監督ニ關スル規定デアリマ
シテ、御承知ノ會社ノ整理ニ付キマシテ第
百三十五條ノ二十五ニ於キマシテ、ソレヲ
明白ニ規定ヲシマシタ、其ノ規定ヲ此處ニ
準用シタノデアリマス、是レ亦當然ノコト
デアリマシテ、法規ヲ以テ之ヲ明確ニスル
コトガ適當ナリト認メタノデアリマス、第
百三十七條ノ二デアリマスルガ、是ハ清算
人ニ付キマシテ、取締役等ノ職務代行者ノ
選任等ニ關スル規定ヲ準用シタノデアリマ
ス、第百三十八條ノ四デアリマスルガ、此
處ニ引用ニナツテ居リマスル商法第百二十
五條第四項ト申シマスノハ、辨濟期ニ至ラ

ザル債務ノ辨濟ニ關スル規定デアリマス、此ニ第百三十八條ノ六デアリマスルガ、此處ニ引用ニナッテ居リマスル商法第四百二十三條第二項ハ、少額債權ヲ特ニ辨濟スルト云フコトニ關スル規定デアリマシテ、其ノ許可ノ申請ニ付テハ、理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲスル、又許可ノ申請ニ付テハ事由ヲ疏明シナケレバナラナイト云フコトヲ此處ニ明カニシタノデアリマス、第百三十八條ノ七デ引用ニナッテ居リマスル商法條四百二十九條ノ規定ハ、重要書類ノ保存ニ關スル問題デアリマス、是迄ガ普通清算ニ關スル規定デアリマシテ、是カラ後ハ特別清算ニ關スル規定デアリマス、即チ第百三十八條ノ八ハ、特別清算ニ於ケル債權者集會ハ裁判所之ヲ指揮スルト云フコトヲ明白ニ致シマシタ、第二項ハ少數株主ノ總會招集ノ許可ニ關スル手續規定デアリマス、第百三十八條ノ九ニ引用ニナッテ居リマスル商法第四百四十一條第二項ハ、議決權行使ニ關スル裁判ニ付テノ問題デアリマス、第一百三十八條ノ十二引用ニナッテ居リマスル商法第四百四十四條第三項、是ハ監査委員選任、解任ノ決議ノ認可ノ問題デアリマス、同ジク第四百五十條第二項ハ、協定可

二項ニ準用ニナツテ居リマスル第百三十五條ノ十九ト云フノハ、議事錄ヲ提出シロト居リマスル商法第四百五十條第二項ノ規定ハ、協定可決ノ認可ニ付テノ規定デアリマシテ、此ノ場合ニハ此處ニ準用ニナツテ居リマスル非訴訟事件手續法ノ第百三十三條ノ二ノ第四項、第五項、即チ公告ノ規定ヲ此處ニ矢張リ準用スルト云フ趣旨デアリマス、第百三十八條ノ十二デアリマスルガ、此處ニ引用ニナツテ居リマスル商法第四百四十五條第二項ト云フノハ、清算人ガ單純執行ノ出來ル行爲ノ許可ヲ申請スル場合デアリマシテ、之ニ付テ矢張リ非訟事件手續法ノ第百三十二條ノ五第二項、即チ即時抗告ノ規定及ビ其ノ第三項執行停止ノ規定ヲ準用シテ參ツタノデアリマス、次ノ第百三十八條ノ十三ハ先程申述ベシタ此ノ案ノ第百三十五條ノ六十二、即チ和議法第十條ノ規定ト同趣旨ノモノデアリマシテ、破産關係ノコトヲ此處ニ明カニシタノデアリマス、第百三十八條ノ十四ハ報酬等ニ關スル問題デアリマス、第百三十八條ノ十五デアリマスルガ、此處ニ準用ニナツテ居リマスル規定ハ専ラ會社ノ整理ニ

ソレカラ議決權ノ行使ニ付テハ裁判所ガ總テ定タルト云フコトニナツテ居ルニ反シテ、此ノ特別清算ノ場合ハ、清算人ノ權限ガ破産ノ場合ヨリモ強イヤウデアリマスカラ、指揮スル迄行カヌデモ宜イノデヤナイカト云フヤウナ氣モスルノデアリマスルガ、是ハ相當御考ニナツタコトダト思ヒマスルガ、如何デゴザイマセウカ

○政府委員(大森洪太君) 御説ノ通リデアリマシテ、之ヲ裁判所ノ指揮ヲ持ッテ來ル方ガ適當デアラウト思ッタノデアリマス、特別清算ト破産トノ關係ニ於キマシテハ、實質上大イニ差ノアル場合モアリマスケレドモ、斯様ナ關係ニ付テハ矢張リ裁判所ヲシテ此處ニ實力ヲ加ヘシメタ方ガ宜イト思ッタノデアリマス、即チ破産ナリ和議ナリノ例ニ準ジマシテ、裁判所ノ指揮ト云フコトヲ明カニシテ置ク必要ガアラウト思ヒマシタ、實際ニ於キマシテ、裁判所ガドノ位ノ手ヲ加ヘルカト云フコトハ、個々ノ場合デ決メルヨリ外ナイノデアリマスルガ、大眼目ダケハ定メテ置クコトヲ可ナリト信ジタ次第デアリマス

○岩田宙造君 今一ツ、是ハ印刷ノ問題カモ分ラナイノデアリマスガ、百三十八條ノ十五、色々規定方列ベアル所デアリ

マスガ、其ノ終ヒカラ三行目カラ二行目ニ互ツタ所ノ、百三十五條ノ五十五乃至百三十五條ノ五十七、ソレカラ第百三十五條ノ五十八トアルノデアリマスガ、五十八迄來ルナラ乃至第百三十五條ノ五十八ト言ヒサウナモノダト思ハレルノデアリマスルガ、是ハハドウ云フノデスカ

○政府委員(大森洪太君) 是ハ全ク御指摘ノ通リデアリマシテ、法文ノ體裁上面白クナイノデアリマス、是ハ實ハ最初ノ立案ノ際ニ第百三十五條ノ五十七、第一項、第三項ト云フ問題ガアリマシテ、其ノ總テヲ準用スルコトガイケナイト思ヒマシタガ、後ニ種々研究ヲシテ、全部準用ヲシテ宜イト云フコトニナリマシタノデアリマス、デアリマスカラ其ノ時ノ文字ノ整理漏レデアリマシテ、微細ナコトデアリマスルシ、實質上ノ害ハ全クアリマセヌケレドモ、若シ此ノ整理ノ關係ヲ形式上ニモ完璧ニスルト云フノナラバ、御説ノ通リ「乃至」トシタ方ガ宜イノデアリマス、チヨット此ノ程度デ速記省略ノ御許シヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵) 荒芳徳君 速記ヲ止メ

(速記中止)

外ニ御質疑ハゴザイマセヌカ、ソレデハ更ニ政府委員ノ御説明ヲ煩ハシマス
○政府委員(大森洪太君) 次ハ第五章商業登記ノ問題デアリマス、此ノ部分ニ付キマシテハ前回モ申述ベマシタ通リニ、第八節ニ有限會社ノ登記ニ關スル一團ノ規定ヲ新設シマシタ、有限會社法ニ依リマシテ新タルカラ、之ニ關スル登記手續ハ全ク新シイニ有限會社ナルモノガ出來タノデアリマスモノデアリマス、併シ其ノ以外ノモノハ、在來既ニ存シテ居リマス登記規定ニ補正ヲ加ヘタニ過ギナイノデアリマス、デアリマスルカラ新タニ加ヘマシタモノノ中デ、相當重要ナモノヲ一二拾ツテ御説明ヲスル程度ニ御許シヲ願ヒタイト思フノデアリマス、先づ第百六十一條ノ二デアリマス、是ハ御承知ノ通リニ商法中改正法律ニ於キマシテ、度ニ御許シヲ願ヒタイト思フノデアリマス、第百六十一條ノ二デアリマス、是ハ御先づ第百六十一條ノ二三拾ツテ御説明ヲスル程度ニ御許シヲ願ヒタイト思フノデアリマス、是亦改正商法ニ依リマシテ新タニ出來タ事項デアリマス、同様ノ關係ガ矢張リ第百八十九條ノ改正ニモ現レテノ營業譲渡ノ場合ニ、譲受人ガ特ニ譲渡人ノ居ルノデアリマス、印刷物ノ第三十五頁ノ營業上ノ債務ヲ辨済スル責ニ任ゼザル旨ヲ登記スルコトガ出來ルト云フ途ヲ開キマシタカラ、其ノ登記手續ヲ此處ニ規定スル必要ヲ生ジタノデアリマス、次ニ大分飛ビマシテ第百八十一條ノ二デアリマス、此ノ薄シテ第百九十一條ノ二デアリマス、是ハ一方ノ印刷ノ第三十二頁ニアリマス、是ハ含名會社ノ繼續ノ登記ニ關スル規定デアリマスルガ、是ハ解散登記方既ニアリマシタマス、ソレカラ又第百九十三條ノ二ノ問題集ノ委託ヲ受ケタ會社ニ付テノ問題デアリ

デアリマスガ、此ノ合併ニ因ル變更ノ登記ノ申請書類デアリマシテ、合併契約書ヲ此ノ書類ノ中ニ入レマシタコトガ、矢張リ改正商法ニ基ク變更デアリマス、次ニ飛ビマシテ第百九十五條デアリマスガ、是モ株式ノ轉換、社債ノ轉換ト云フモノガ改正商法ニ依ッテ起リマシタカラ、斯様ナ規定ヲ新タニスル必要ヲ生ジタノデアリマス、次ニ第百九十五條ノ三デアリマスルガ、株式會社ガ組織ヲ變更致シマシテ有限會社トナリマシタ場合ノ登記ノ手續デアリマス、是亦有有限會社法ニ依ッテ初メテ認メラレタ關係上、新設ノ規定トシテ此處ニ現レタ譯デアリマス、其ノ他ノ關係ニ付キマシテハ新シイモノモアリマスルケレドモ、左程此處デ申述ベル程ノ重要性ハ帶ビテ居ナイカト存ズルノデアリマス、ソレカラ第八節ノ有限會社ノ登記、即チ印刷物ノ第四十二頁以下マス、併シ他ノ會社ノ登記手續ト大差ノナ問題デアリマスルカラ、茲ニ特別ニ申述ベル程ノ必要ハナイカト存ズルノデアリマス、次ノ第二百六條ノ問題デアリマスガ、是ハ全然新設ノ規定デアリマス、併シ他ノ會社ノ登記手續ト大差ノナラバ、一々此ノ規定ヲ準用スル必要ガアルノデアリマシテ、誠ニウルサイノデアリマスルカラ、其ノ弊害ヲ斷チマスル爲ニ新シイ第二百六條ニ於テ、之ヲ一般ノ「他ノ法印刷物ノ四十六頁ニアリマス、現行規定ノ第二百六條ニ依リマスト民法第何條、民法施行法第何條、商法第何條、商法施行法第

何條、小切手法第何條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルベキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス、トスウ云フ工合ニナッテ居ニ附屬スル問題カラ來マス過料事件ノ管轄ダケヲ此處ニ明カニシテ居ルノデアリマス、處ガ其ノ外ニモ過料事件ガ多イノデアリマシテ、譬ヘテ申シマスルト、近頃頻リニ出テ參リマス特別會社等ノ特別法令ニ依リマスト、ソレ等ノ過料ニ付テノ規定モ必要デアリマスルカラ、ソレ等ニ付キマシテハ總テ二百六條ヲ準用シテ居ルノデアリマス、即チ過料ニ關スル管轄ノ規定ガ、非訟事件手續法デハ民商法關係ノモノニ限定サレテ居リマスルガ、ソレ以外ノ總テノ過料事件ニ付キマシテハ、管轄ヲ定ムル規定トシテ之ヲ皆準用シテ居ルノデアリマス、デアリマスカラ非訟事件手續法其ノモノノ問題デアリマセヌケレドモ、他ノ特別法規ハ凡ソ過料ノ規定ヲ定メマスルノモノノ問題デアリマセヌケレドモ、他ノモノノ問題デアリマスカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシタカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシタカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシテ、其ノ告知ヲ受ケマシタ日カラ當事者ナリ検事ナリハ一週間内ニ異議ノ申立ガ出來マスルシ、此ノ異議ガアリマスナラバ略式ノ裁判ハ當然其ノ效力ヲ失ヒマシテ、サウシテ第三項ニ依リマシテ改メテ正式ノ手續ニ依リマシテ、當事者ノ陳述ヲ聽イテ裁判ヲシナケレバナラナ

ス」ト云フコトヲ明カニシマシテ、今後他ノ法令デ過料ノコトヲ定メマシテモ、特別ノ規定ヲシタイト思ハヌ限りハ總テ當然ニ非訟事件手續法ノ適用ヲ受ケル、即チ其ノ結果特ニ準用規定ヲ設ケナクテモ宜イト云フコトニ致シタ積リデアリマス、デアリマスカラ是ハ非訟事件手續法ノ問題ト云フヨリモ、他ノ一般法規ノ整理ノ便宜ノ爲ニ斯様ニ改正ヲ致シタノデアリマス、次ノ第二百八條ノ二デアリマスガ、此ノ前ニ申述べマシタ通り過料ニ付キマシテ所謂略式手續ノ途ヲ開イタノデアリマス、即チ裁判所ガ相當ト認メマスル時ニハ、當事者ノ陳述ヲ聽カナイデ過料ノ裁判ヲ爲スコトガ出來ルト云フ途ヲ開イタノデアリマス、併シソレガ爲ニ當事者ノ權益ヲ害シテハイケマセヌカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシタカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシテ、其ノ告知ヲ受ケマシタ日カラ當事者ナリ検事ナリハ一週間内ニ異議ノ申立ガ出來マスルシ、此ノ異議ガアリマスナラバ略式ノ裁判ハ當然其ノ效力ヲ失ヒマシテ、サウシテ第三項ニ依リマシテ改メテ正式ノ手續ニ依リマシテ、當事者ノ陳述ヲ聽イテ裁判ヲシナケレバナラナ

ス」ト云フコトニ致シマシタ、是ガ固ヨリ第ラルヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス」ト云フコトヲ明カニシマシテ、今後他ノ法令デ過料ノコトヲ定メマシテモ、特別ノ規定ヲシタイト思ハヌ限りハ總テ當然ニ非訟事件手續法ノ適用ヲ受ケル、即チ其ノ結果特ニ準用規定ヲ設ケナクテモ宜イト云フコトニ致シタ積リデアリマス、デアリマスカラ是ハ非訟事件手續法ノ問題ト云フヨリモ、他ノ一般法規ノ整理ノ便宜ノ爲ニ斯様ニ改正ヲ致シタノデアリマス、次ノ第二百八條ノ二デアリマスガ、此ノ前ニ申述べマシタ通り過料ニ付キマシテ所謂略式手續ノ途ヲ開イタノデアリマス、即チ裁判所ガ相當ト認メマスル時ニハ、當事者ノ陳述ヲ聽カナイデ過料ノ裁判ヲ爲スコトガ出來ルト云フ途ヲ開イタノデアリマス、併シソレガ爲ニ當事者ノ權益ヲ害シテハイケマセヌカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシタカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシテ、其ノ告知ヲ受ケマシタ日カラ當事者ナリ検事ナリハ一週間内ニ異議ノ申立ガ出來マスルシ、此ノ異議ガアリマスナラバ略式ノ裁判ハ當然其ノ效力ヲ失ヒマシテ、サウシテ第三項ニ依リマシテ改メテ正式ノ手續ニ依リマシテ、當事者ノ陳述ヲ聽イテ裁判ヲシナケレバナラナ

ス」ト云フコトニ致シマシタ、是ガ固ヨリ第ラルヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス」ト云フコトヲ明カニシマシテ、今後他ノ法令デ過料ノコトヲ定メマシテモ、特別ノ規定ヲシタイト思ハヌ限りハ總テ當然ニ非訟事件手續法ノ適用ヲ受ケル、即チ其ノ結果特ニ準用規定ヲ設ケナクテモ宜イト云フコトニ致シタ積リデアリマス、デアリマスカラ是ハ非訟事件手續法ノ問題ト云フヨリモ、他ノ一般法規ノ整理ノ便宜ノ爲ニ斯様ニ改正ヲ致シタノデアリマス、次ノ第二百八條ノ二デアリマスガ、此ノ前ニ申述べマシタ通り過料ニ付キマシテ所謂略式手續ノ途ヲ開イタノデアリマス、即チ裁判所ガ相當ト認メマスル時ニハ、當事者ノ陳述ヲ聽カナイデ過料ノ裁判ヲ爲スコトガ出來ルト云フ途ヲ開イタノデアリマス、併シソレガ爲ニ當事者ノ權益ヲ害シテハイケマセヌカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシタカラ、此ノ略式ノ裁判ヲ致シマシテ、其ノ告知ヲ受ケマシタ日カラ當事者ナリ検事ナリハ一週間内ニ異議ノ申立ガ出來マスルシ、此ノ異議ガアリマスナラバ略式ノ裁判ハ當然其ノ效力ヲ失ヒマシテ、サウシテ第三項ニ依リマシテ改メテ正式ノ手續ニ依リマシテ、當事者ノ陳述ヲ聽イテ裁判ヲシナケレバナラナ

ノ第二百六條ニ依リマシテ、總テ過料ニ付テハ民商法ニ關スル限り地方裁判所ノ管轄ニナツテ居リマシテ、サウシテ他ノ特別法規ニ於キマシテモ多クハ此ノ規定ヲ準用シテ居リマスカラ、先づ總テ大體ニ於テ地方裁判所ノ管轄ニナツテ居ルノデアリマス、サウシテ今回ノ商法改正法律ニ於キマシテ、商法ニ關スル限り於キマシテハ過料ガ大分ムヅカシクナリ、又多クナリマシテ、デアリマスルカラ是迄ノ關係カラ見マシテ、之ヲ特ニ引下ゲテ區裁判所ノ管轄ニスルト云フコトハ如何デアラウカト存ジマシテ、即チ大體ノ骨子ニ於キマシテ在來ノ方針ヲ踏襲シタニ過ギナイノデアリマス。

○委員長(伯爵二荒芳德君) ソレデハ更ニ政府委員カラ附則ニ付テ簡單ナ御説明ヲ煩ハシマス
○政府委員(大森洪太君) 附則デアリマスルガ、是ハ他ノ多クノ附則ト同様デアリマシテ、特ニ申述ベル迄モナイカト存ジマスガ、其ノ第一項デアリマシテ、施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定スルコトニ致シテ居リマスルガ、實際ハ昭和十五年一月一日カラ商法中改正法律及有限會社法等ト一齊ニ施行ヲ致シテ參リタイト存ジテ居リマス、是ハ此ノ前ニモ申シマシタ通リニ當業者ノ希望ニ依

リマシテ、年ノ眞ン中デナク、年ノ首メカラ區切リヨク始メテ貴ヒタイト云フ要望ニ三項ハ謂ハバオ極リ文句ノヤウナモノデアリマシテ、特ニ申述ベル程ノ必要ハナイト百八條ノ二、即チ略式過料ノ手續ニ關スル問題カラ出テ來タノデアリマス、即チ現ニ多數ノ特別法規ニ依リマシテ、此ノ第二百六條乃至第二百八條ヲ準用シテ居リマスルガ、此ノ現ニ準用シテ居リマスルソレ等ノ法規ハ、矢張リ在來ノ法規其ノモノヲ準用シテ居ルノデアリマシテ、第二百六條ヲ本案デ改正致シマシテモ、第二百八條ノ二ノ略式手續ハ適用セラレナイト云フコトヲ明カニシタノデアリマス、即チ是カラ今後第二百八條ノ二ヲ包含シテ準用スルト云フコトナラバ結構デアリマスルケレドモ、是迄ノモノハ略式手續ハ準用ニナラナイト云フコトヲ明カニシタ趣旨ニ外ナラナイノデアリマス

○委員長(伯爵二荒芳德君) 御質疑ハゴザイマセヌカ……別ニ御質疑ガナイモノト認メマス、然ラバ是カラ人事調停法竝ニ非訟事件手續法中改正法律案ニ付キマシテ、色々委員相互ノ御意見モ交換セラレルコトト

思ヒマシテ、暫ク速記ヲ中止シマス
〔速記中止〕

○委員長(伯爵二荒芳德君) 速記ヲ始メテ、午前ハ此ノ程度ニ止メマシテ、再ビ午後三時カラ本委員會ヲ開會致シマス

午前十一時四十五分休憩

午後三時七分開會

○委員長(伯爵二荒芳德君) 只今ヨリ本委員會ヲ開會致シマス、色々付議サレマシタ法律案ニ付キマシテ當局ト隔意ナイ懇談ヲ致シタイト存ジマス、懇談會ニ移リマス

午後三時八分懇談會ニ移ル

午後四時一分懇談會ヲ終ル

○委員長(伯爵二荒芳德君) 之ヲ以チマシテ懇談會ヲ終リマシテ、本委員會ハ此ノ程度デ本日ハ散會ヲ致シマス

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵二荒 芳德君

副委員長 男爵渡邊 修二君

侯爵德川 賴貞君

侯爵中山 輔親君

子爵曾我 祐邦君

子爵加藤 泰通君

司法省民事局長 大森 洪太君

田中徳兵衛君

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

子爵米田 國臣君

建部 遷吾君

山岡萬之助君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡